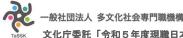


文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

# (1)多文化共生施策としての地域日本語教育

日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策を把握する。

# 文化庁国語課



文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

(1)多文化共生施策としての地域日本語教育

講師:松井 孝浩 文化庁国語課 日本語教育調査官

愛知県出身。横浜市在住。民間企業勤務を経て日本語教師となり、タイ、フィリピンなどで日本語教育に携わる。その後、横浜市において在住外国人支援等の業務に従事。令和元年7月に文化庁国語課に着任し現在に至る。



### 令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業 地域日本語教育コーディネーター研修 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進のためのコーディネーター研修

# 多文化共生施策としての地域日本語教育 -文化庁における日本語教育施策を中心に-



令和5年6月 文化庁国語課

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (1/2)

#### 目的(第一条関係)

(背景) 日本語教育の推進は,

- 我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である
- そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

この法律において「日本語教育」とは,外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる 日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

#### 基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上 ③外国人等に係る教育及び労働,出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ②介国内守に派の教育及の方制、出入国旨者でいる**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等 ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮 ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮 諸外国との交流等を促進

#### 国の責務等(第四条-第九条関係)

- 国の青務
- ・地方公共団体の責務・法制上,財政上の措置等
- 事業主の青務 ・資料の作成及び公表

#### 基本方針等(第十条・第十一条関係)

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は,基本方針を参酌し,地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

#### 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要

#### 基本的施策 (第十二条-第二十六条関係)

#### 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- 難民に対する日本語教育
- <u>地域における日本語教育</u>
- 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

#### 日本語教育の水準の維持向上等

- 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等 ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

#### 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

#### 日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る 調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

#### 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に 応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

#### 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関<mark>係行政機関は、日本語教育推進関係者会議</mark>を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。 ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、<mark>合議制の機関</mark>を 置くことができる。

#### 検討事項 (附則第二条関係)

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 - 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

- 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(令和元年6月28日公布・施行)

# 語 教 育 の 推 進 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 か 的 に 推 進 す る た め の 基 本 的 な 方 針【 概 〗

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48 号)が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な** 方針として、本方針を策定(令和2年6月23日閣議決定)。

#### 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

国及び地方公共団体の責務

- ○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- <u>○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。</u>

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の 支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

#### 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 日本語教育の機会の拡充
- (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等,留学生,被用者等,難民に対する日本語教育,地域日本語教育 (日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善,日本語指導補助者・母語支援員の養 成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育 等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能 な日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育 (日本語教育専門家等の派遣,教材開発・提供,海外の日本語教育機関への支援,海外在留邦人の子等に 対する日本語教育の実態把握と支援, 在外教育施設への教師派遣等)

#### 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 国民の理解と関心の増進
- 日本語教育の水準の維持向上等 3
- (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

- (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
- 日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計,人材養成カリキュラム開発・実施等 教育課程の編成に係る指針の策定等
- 日本語学習・教授・評価のための枠組みである<u>「日本語教育の参照枠」の検討・作成</u>,
- 「JF日本語教育スタンダード」の提供,指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及 日本語能力の評価
- 「日本語教育の参照枠」に基づいた<u>「日本語能力の判定基準」の検討・作成</u>等, 「日本語能力試験 | や「国際交流基金日本語基礎テスト | の実施
- 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

#### 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに 関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

6

#### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(概要)

(令 和 5 年 6 月 9 日 ) 外国人材の受入れ・共生に関する関係関係会議 )

口我が国に在留する外国人は令和4年(2022年)末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。(過去最高) 口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定(217施策)。 口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

#### 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組 外国力性気の比心器をはは解除容器ではその場合のは外国 ・都道界限等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制でくりの機能、市区町村が都道所限と連携して行う日本 語資料の支援。「日本語教育の分解時」を表用した地区は日本語教育の水南・1、(施院1) ・ 「日本語教育のが解除」に云された日本語教育の小宮ヤレベル尺程に対応した分野別の教育モデルの開発(施陳1) ・ 王活オリエンテーションに係る地できる1 C T教材の研究・提供等(施保4) ・ 生活オリエンテーションに係る地で対象技術器の開発・提供等(施保4) ・ 生活オリエンテーションに係る地が投資階画の開発による社会制度等の加算を習明できる環境の整備(係る検討(施廃7) ・ 生活オリエンテーションに係る地が投資階画の展生、2007年の大田工会学の加算を調学できる環境の整備(係る検討(施廃7) ・ 生活オリエンテーションに係る地が投資機画の ・ 生活オリエンテーションに係る地が投資機画の ・ 生活オリエンテーションに係る地が投資機画を ・ 生活オリエンテーションに係る地が投資機画を ・ 生活オリエンテーションに係る地の発性等に係る検討(施育14) 日本語教育の関の企場のと要性等に係る検討(施育14) 日本語教育の関の企業を制定及び日本語教師の同様制度の整備(施第5(再規))

### 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目縁に立った情報等機の強化 ・ 阿保春にアリング ト 「即級見間」等を選じた共生施策の企画・立案・実施に買する意見の聴取 (施規20) ト 「生活・処労力イドブック」及び「外国人生活支援ポーラルサイト」の掲載方指の検討(施規23) ・ マイナポータリル等達成した情報の記述なり本及以オーターメイド型・ファンュ屋の行務保険の終す (施規24) 外国人が担える問題に寄り添った相談体験の強化 ・ 外国人が担急を開催に寄り添った相談体験の強化 ・ 外国人を対しませた。
- ・外組人変人機理整備と行意の別組し物の部の次式団体に応げる一元が相談と比の設備を依備する方面の同時 ド 和ともの「人力へごおける影響・、必要的公外制入の受入和電視整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等 (施施36) ・多言語機能技術に各る実用ペンの「同時施限」の実現及び連点対応措施の21票部への拡大に向けた限組 (施施37) ・利田芝田口の実情を設定えて、日間を特別の整備・光東の検討及び検討結果を設定えて整備 (施施44) 情報機能及び相談対応に対いる中心に利主器化の変化を受け込作機が結果を設定えて整備 (施施44) ・ 18 に裏ないをといい日本部の個番事項の限りまとめ等及び他方公共団体の取組に対する支援の実施 (施第48) ・ 18 に裏ないをといい日本部の個番事項の限りまとめ等及び他方公共団体の取組に対する支援の実施 (施第48)

#### ラ イ フ ス テ ー ジ ・ ラ イ フ サ イ ク ル に 応 じ た 支 援

- |現期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等 |すて中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施

- 3. 信学生の試験等の交換

   外部人場所の交換

   外部人場所サービスセンター等における留学生を対象とした支援(施策68)

   外部人場所サービスセンター等における留学生を対象とした支援(施策68)

   施設加金人が登場を加フン・ランアムの形成による外国人留学生の対象・近極の推進(施策68)

   日本人は君と外国は社員の問題における双方的の学行の動態を対サーデ引きの関ロなど信仰を進 (施策69)

   ソバローテークの利息人用サービスコーナーにおける同学的総合・通常の登画される開発機能能の実施 (施第91)

   定任外国人を対象とした日本語能力に記慮した極楽訓練の実施、定任外国人職業訓練コーディネーターの配温の指 (施策94)

#### (外国人材の円滑かつ適正な受入れ)

- 要質な仲/事業者等の排除
   > QDAを活用した途上回の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等 《施策151》 海外における日本指教育基盤の充実等
   > JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進 《施策152》

#### (共生社会の基盤整備に向けた取組)

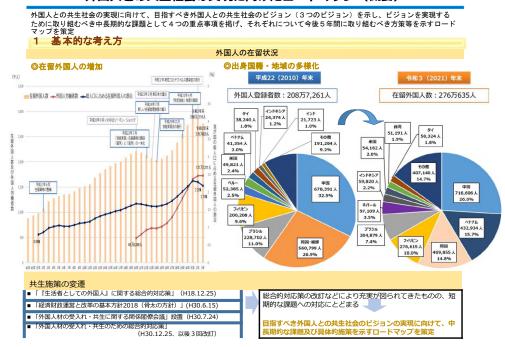
- 共生社会の実現に向けた高温騰威 ➤ 「外国人との井生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベントの実施(施策153) ➤ 散在地域における児童生徒の実施把握のネットワーク模築に向けた両査研究の実施(施策56(再掲)》

- ・ 1分組入どの外生に係る砂炉間、後かり、10 の間点、各種世界インでルタ地 (機能153) 株在で地域に分が開生地の実施に落める「地域150 (機能161) (2 の間間 (他能161) (2 の間間 (他
- トンライン化の対象となる手絵の弧大の検討なびマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討

- (組織167)
  ・生活上の周口ごとを抱える分国人を支援する専門人材の育成等に係る検討 (施稿6 (用判 ))
  ・外国人に関する共生無線の企画・立葉に貫する情報の搭載の在り方の検討及び指数する情報の収集 (施第168 )
  ・外国人に関する共生無線の企画・立葉に貫する情報の搭載の在り方の検討及び指数する情報等の収集 (施第168 )
  ・外国人共建社会を表える部以中となるような仕場かづくり
  ・冷陽油社工情報の原準日間等が出る学生への対象である時間の支援の実施 (施第151)
  ・ 光線内と地方公共団体の原性に対するデジッル日間部市指導構造と付金による支援の実施 (施第153)
  ・ 日本記憶生度人が混成り戻しの実施 (施第164)
  日本記憶生度人が混成り戻しの実施 (施第164)
  日本記念と力は団体をの全権を関する場合の経済
  ・ 10年間生度人が記述するとの情報の実施 (2011年)
  ・ 10年間生度人が記述するの選集、よる対象人材の熱心の定義に向けた地域おこし塩が開発等の活度登進 (施第187)
  日本記念と述るの企業を使用を必要
- 発生は東ツ部島といく、 「在前後電影像の強力」 「在前後電影像の強力」 「在前後電影像の強力」 「東京という。 「東京
- 國子生の任朝西域の回域 国学生の在籍管理が不透切な大学等に対する、<u>留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化</u> 《施策199》 技能実<mark>習制度の更なる適正化</mark>
- 接線業署制模の更なる遺产化 地球業員制度に対し各組設業界と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向 けた設計 (施策等) (同用) ) 支持対応業計主対像として実地修査の強化、失辞者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失辞的止に係るリー フレットの思則等の関係機関と協力した規模の領土 (結構205)
- ④不法滞在者等への対策強化〉入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等《施策214》
  - ナたロードマップ (令和5年度一部変更) 」に関連しない施策、※2:施策書号が赤字のものは新規施策



#### 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(概要)



#### 2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)

#### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる ー員として外国人が包摂され、全て の人が安全に安心して暮らすことが できる社会

#### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全 ての人が社会に参加し、能力を最大 限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

# 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互 いに個人の尊厳と人権を尊重し、 差別や偏見なく暮らすことができ

#### 3 取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

#### 4 重点事項に係る主な取組

#### 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- )都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実
- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援 [文科] (1)
   「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発 (文科) (3)
   ○生活ナリエンテーション (日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学部 動画の作成、活用等により社会制度等の知識を習得できる環境 (宋日前を含む。)を整備 (法務) (6)
   ○生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等 [文科] (8)
   ○来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備 [文科] (11)

- ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方 針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- )外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】 《20》
- )多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の 15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- )外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》 ○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

- \*\*3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

  ②子育で中の親子同士の交流や子育で不安・悩みを相談できる場の提供等を
  行う地域子育て支援拠点事業の実施 「厚労」 《33)

  住民基本台帳システムと学齢薄システムとの連携により、外国人の子ども
  の就学状況の一体的管理・把握を推進 「文科」 《35)

  公立高等学校入学者遊技において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進 「文科」 《47)

  高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入 「文科】 《49)

  ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の
  配置による観業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学
  生を対象とした支援 「厚労」 《57》

  定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施 「厚労」 《61》

- NOI!/ シ年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》 )「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

#### ☆ 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベント等の実施
- 1 | 外国人との共生に徐台啓発月間(収例) 」の別級、合価台ボイントラシスルを (法務)(67) (68) )学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充 実を推進(文料)(71) 入在留外国人教計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実 態把握が可能な新たな統計表を作成・公表[法務](74) )外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための vsatakexiii [下曜刊 1775]

- 統計整備【厚労】《75》

- 総計整備 「9・劳」 (7-5) 民間改養団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試 行事業実施 [法務] (80) 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組み を構築するための検討 [法務] (82) マペナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上 [法務] (85) 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討 [法 務】《86》

#### 5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

#### 外国人等に対する日本語教育の推進

令和5年度予算額 (前年度予算額

1 395百万円 1,028百万円)



我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で 約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和 4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令 和4年度改訂)、「同ロードマップ(令和4年度)」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(閣議決定)」を踏まえ、日本語教育の環境整備を計画的に推進。

日本語教育の全国展開 1 学習機会の確保が必要

日本語教育の質を維持向上 2 させるための施策が必要

# 1 確保・学習機の 機会の国

# ①外国人材の受入れ・共生のため の地域日本語教育の推進(拡充)

600百万円 (500百万円)

推進強化 (風水)
153百万円(132百万円)
日本語教室空白地域の市区町村に
対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安産化に向けて支援。
インターネットを活用した日本語
学書教材(つなひろ)の開発・提供。
日本語教育の参照件)動画コンテ
ッツや新たな言語を追加 ○ 令和元年以降、地域日本語教育の 中核を担う都適府県等が、市町村や 関係機関と連携し、教育環境を強化 するための総合的な体制づくりを支援 ○ 令和5年度は全体の8割(48~55)、 参照枠活用や日本語教育機関との連携 等の取組に対し補助率加算。

#### ③「生活者としての外国人」 のための特定のニーズに対応 した日本語教育事業

<u>24百万円</u>(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道 所現城を越えた広城的活動に伴う課題 等を解決するための先進的取組を支援 (外国ノコミュニティの社会参加、難 民コミュニティ支援 など)

#### 条約難民等に対する日本語教育

128百万円(55百万円

条約難民及び第三国定住難民等に対 する日本語教育を実施。

# 2

# ①「日本語教育の参照枠」を活用 した教育モデル開発等

14百万円 (25百万円)

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、 令和4年度に引き続き、生活・留学・ 就労の分野での教育の内容・方法等の モデルや教材等を開発。

②日本語教室空白地域解消の 推進強化(拡充)

250百万円 (201百万円)

201日/万円 (201日/万円) 日本語教師や敷に心要な「日本語 教育人材の襲成・研修の在り方につい で「報告」改定版」「伊成314年)及 び新たな資格制度の修計状況を踏まえ、 10日本語教師研修了ログラム普及、 30日本語教師所修了ログラム普及、 37日本語教師所修了ログラム普及、 7アップデート研修を実施。

<u>191百万円</u>(51百万円)

日本語教師の新たな資格制度及び日 ロネ語教師の水準の維持向上を図る 本語教育機関の水準の維持向上を図る 認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試 行試験の実施、②認定機関等に関する 情報掲載のサイト構築・検証を行う。

# ④日本語教育に関する調査 及び調査研究

28百万円 (31百万円)

日本語教育を推進するための課題に 対応した調査研究を実施。(実態調査 養成・研修の調査、「日本語教育の参 既枠」を認まえた日本語教験の養成・ 研修内容の改善・充実等)

#### アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

#### アウトカム(成果目標)

・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

#### インパクト(国民・社会への影響)

・外国人との共生社会の実現

13

## 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度予算額 (前在度予算額

600百万円 500百万円)



同点・除充立
今和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づ国の基本方針が問題決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が無点事項として位置付けられている。さらに、経済制改
重賞と改革の基本方針の22以び「成長機能等力コーラツ」においても、地域の日本語教育の体制・70が位置付けられている。
②都道府県・改令指定都市対象の調査によるとコーティネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材(日本語教育の・新道府県・改令指定都市対象の調査によるとコーティネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材(日本語教育の学館)で、日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
②文化審議会画語が科会では、令和3年度に「日本語教育の多解や予定策して、今和4年度に「生活品 and joと次で 「地域においる日本語教育の在り方について (報告)」(令和4年11月)では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性 たったされた。

が小された。 ※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした、 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布(令和5年6月)。

# 都道府県・政令指定都市における コーディネーターの配置状況 「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料 (文化庁:令和4年1月)

#### **事業内容**

#### 1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

1. 地域日本語教育の総合的な体制入り推進に開助」 対象:都道府県・政令指定都市 補助率:1/2【最大2/3】 件数:55件(R5実績54件)

①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置 ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置 ③日本語教室の沿海・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施 (ICTの活用、教材作成、研修等を含む) ②「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育 1.「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育 2.「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

(3) 都道府県等を通じた市町村への支援 【市町村向け間接補助分・特別交付税措置】 市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

#### アウトプット(活動目標)

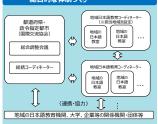
①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディ ネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語 教育の促進 ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進

#### アウトカム(成果目標)

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本 語能力が向上し、円滑な社会生活が送ることができるようになること。

(日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、 社会生活の変化を測定)

# 地域日本語教育の環境強化のための



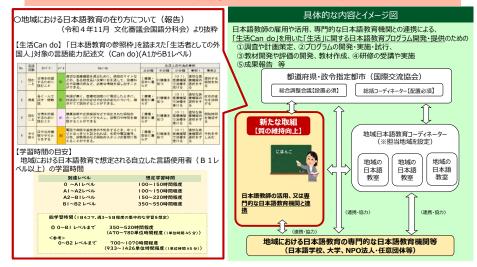
#### インパクト(国民・社会への影響)

①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思終重が 図れるよう支援することで、社会包摂につながる ②日本人が、日本的教育の活動、シがかすることを通じ、多様な文化へ の理解が深まり、共生社会の実現につながる ③日本幕教意が、外国人にとって、日本華学園のみたりず地域での生 活を知る場、地域社会との接点、セーフティーネットとして機能する

#### 【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市 等に対し補助率加算(最大3分の2)

○「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援



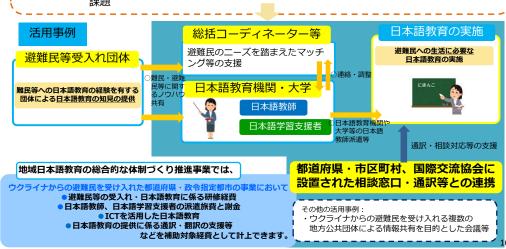
#### 令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地



## 🥯 🌣 🏸 ウクライナからの避難民を受け入れた場合の日本語教育(補助対象事例)

現状 課題

- ○ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性 ○避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- ○特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が 課題



## 「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

·ICT教材の拡充による学習機会の広範的提

今和5年度予算額 (前年度予算額

153百万円 132百万円)

18



した日本語教室の開設が普及すること



## 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト TSUNAHIRO つながるひろがるにほんごでのくらし



♠ 概要

<mark>語教室がない空白地域</mark>に暮らし、日本語学習機会がない外国人が<mark>独</mark> 学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開 (開発·運営:文化庁、委託:凸版印刷株式会社)

♠ 内容

場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、 生活に必要な情報等を掲載した学習サイト(R3:約170万アクセス) ・活用方法等のセミナーの開催(R3:約2,000人参加登録)

対応言語 全17言語 日本語、英語、中国語簡体字、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語 インドネシア語、フィリピノ語、ネパール語、クメール(カンボジア)語 韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語 ウクライナ語、ロシア語 【令和4年6月30日公開】 中国語繁体字【令和4年12月22日公開】

- 使い方ガイドブック等の作成 活用促進のため、広報ツールを作成・公開 使い方ガイドブック
  - ・パンフレット
  - ・ポスター
  - ·広報用動画













#### 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した 日本語教育事業(地域日本語教育実践プログラム)

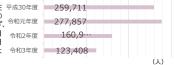
令和5年度予算額 (前年度予算額

24百万円 24百万円)



文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、約6割の団体より、在 平成30年度 259,711 又化してか実施した部連付県・取む音圧部中に入りる調宜給料(※)によれば、約6割の団体より、住一般の手度 住外国、集労の出身国や地域でとの背景、「子育・教育」「教力」等の特定のライフスージによる、社会の 課題に対する学習ニーズ(以下、特定のニーズ)が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、 全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日 令和2年度 本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材(地域日 本語教育の子ディネーター、日本語教師等)の不足についても8割を超える都道府県・政令指定部市によ り指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。

※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)



NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや 課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

#### 想定される取組例

●読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組 例:会話はできても読み書きができない外国人への効果的な日本語教育の取組 例:会話はできても読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法を文学学習中心の指導方法を実践する取組への支援 をで孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援



《令和5年度件数》件数:8件 (前年度:8件)

#### アウトプット(活動目標)

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育 に共通する特定のニーズに応じた先進的な日 本語教育の在り方の検討。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

#### アウトカム(成果目標)

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、 ①健康かつ安全に生活を送ることができるように
- ②相互理解を図り、社会の一員として生活を 送ることができるようになること。

## インパクト(国民・社会への影響)

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者と しての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活でき るようになることで、地域住民・外国人住民双方にお ける多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者とし て生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、 社会包摂推進の一助となる。



#### 「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

背景•目的

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

- 〇 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 〇 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育 は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。 日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。 このような状況を踏まえ、本報告は、
- 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの国際地震
- ・「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう 日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示
- ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。

#### ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 〇 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使 用者であるBIレベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ AI、A2からBIまでを対象とする 学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定



- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する 保すること。
- 〇 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、 文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 〇 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、 日本語教育推進体制を強化すること。

到達レベル	想定学習時間
~AIレベル	100~150時間程度
AI~A2レベル	100~150時間程度
A2~BIレベル	I 50~220時間程度
BI~B2レベル	350~550時間程度



#### 「日本語教育の参照枠」

#### 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所 や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。 また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が

- 求められるようになってきている。

  ・国内に在留する外国人 : 約297万人(令和4年6月末)
  ・国内で就労する外国人 : 約173万人(令和3年10月)
  ・海外における日本語学習者: 約379万人(令和3年)



#### 3. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40もの言語に翻訳・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、
- 教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。 ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力
- の判定試験の基準にも用いられている。 ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試 験が実施されている。
- ⇒「日本語教育の参照枠」はCEFRを参考にしているため、国際通用性 が高く、共通の指標で日本語能力を測ることができる。

#### 「日本語教育の参照枠」の理念

- 1 日本語学習者を社会的存在として捉える
- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い 人生を歩もうとする社会的存在」である。 2 言語を使って「できること」に注目する
- 言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。
- 3 多様な日本語使用を尊重する
- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。
- ⇒共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

#### 日本語能力の五つの言語活動(技能)

従来の言語の四技能(聞く、読む、話す、書く)のうち、話す 「やり取り」と「発表」に分け、6レベル(A1~C2)で整理。

聞くこと 読むこと

話すこと (やり取り) 話すこと (発表)

書くこと

・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「~できる」という形 示した言語能力記述文(Can do)を用いて 学習目標を言語知識 ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと(やり取り):A2レベル】 ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡 単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方 についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。



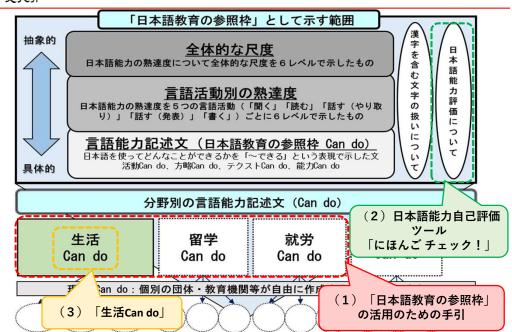
# 期待される効果

- ■国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより 国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を 受けることができる。
- ●生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく 評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- ●適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより<u>試験</u> の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、 共生社会の実現に寄与する。



## 「日本語教育の参照枠」の構成





# 「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱

## 1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

#### 2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

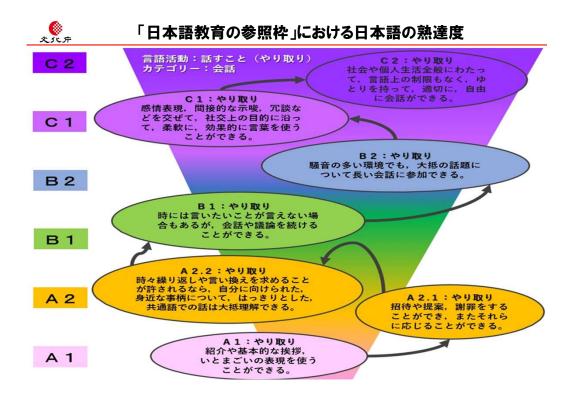
## 3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。



# 全体的な尺度(抜粋) 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
た言語使用者自立した	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
た言語使用者	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。
基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
の言語使用者	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。



# 文化庁

### 漢字を含む文字の扱いについて



R | 日本通数再の参照性] では、特に「金板股階の自治性用者」について、対対を向わず、協内外金での子音電に共通する金板漢子 L 2 と日女としてがした。このレヘルでは、 接外の正確さを書き方ではなく、最終の理解を優先することとした。また、漢字学習の際には、基礎漢字に加えて個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を 選定し、設定することが必要である。



## 日本語能力評価について

# 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念

- ① 生涯にわたる自律的な学習の促進
- ② 学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
- ③ 評価基準と評価手法の透明性の確保
- ・「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- ・日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- ・社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について



# 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

#### 第1章 「日本語教育の参照枠」とは?

12のQ&A 4つのコラム

第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

- 1. コースデザインを行う上で重要になる視点(考え方)
- 2. コースデザインの概説
- 3. バックワード・デザイン
- 4. シラバスへのCan doの組み込み方

#### 第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

- 1. 生活:地域日本語教育における県の事例
- 2. 留学:法務省告示日本語教育機関の事例
- 3. 就労:定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例

文化庁ウェブサイトで全文公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93705001\_01.pdf







## 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活:地域日本語教育における県の事例

[自己評価の例] [Lesson9] できましたか?

## ▶ できましたか?

ほしい もの、したい こと について はなすことが できましたか。 hanasu koto ga dekimashitaka 話す koto nitsuite

- ▶ Did you talk about what you want and what you want to do?
- ▶ 能说明想要什么,想做什么了吗?
- ▶ Você conseguiu falar sobre o que você quer e o que você quer fazer?
- ▶ Bạn đã có thể nói về những điều bạn muốn làm và những vật mà bạn muốn sở hữu chưa ?

【日本語パートナー】できましたか?	
①やさしい日本語で話したり、聞いたりしましたか。	* * *
②学習者のほうがたくさん話すように心がけましたか。	A A A
③ウォームアップをしてから、Lesson 9 の学習に入りましたか。	* * *

図 2.「となりでにほんご」のパフォーマンス課題及び自己評価の例 (p.41)



## 「生活Can do」について

「生活Can do」は、国内に在住する外国人(「生活者としての外国人」)が日常生活に 生活Can do おいて、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。 「日本語教育の参照枠」に示された分野別の言語能力記述文(Can do)の一つ。

#### 対象となる 範囲

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」 (平成22年5月、文化審議会国語分科会)に示される「生活上の行為の事例」

I 健康・安全に暮らす

VI 働く

Ⅱ 住居を確保・維持する

Ⅲ 人とかかわる

Ⅲ 消費活動を行う

™ 社会の一員となる

Ⅳ 目的地に移動する

Ⅳ 自身を豊かにする

V 子育で・教育を行う

X 情報を収集・発信する

取り、発表、書くこと

基礎段階の言語使用者(A1、 A2)から自立した言語使用者 (B1、一部B2)までを想定

レベル

言語活動 聞くこと、読むこと、やり



☆☆☆

<やり取り・A1>店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】

例

<読むこと・B1>適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、 診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【 I 健康・安全に暮らす】



## 「生活Can do」について

## 「生活Can do」、自己紹介についての言語活動例

#### Ⅷ社会の一員となる【発表:AⅠ】

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、 出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。

#### Ⅶ人と関わる 【発表:A2】

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。(JF456)

#### Ⅷ社会の一員となる【やり取り:BⅠ】

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近 な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

#### Ⅷ人と関わる【やり取り:B2】

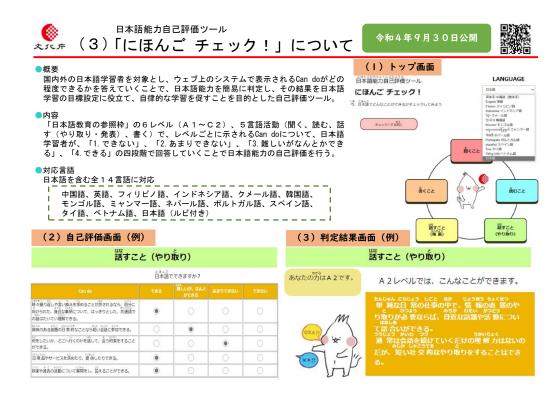
自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、 様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。

※検証による修正の可能性あり



## 「生活Can do」について

- ① あくまでも例示である。
  - \* 具体的な提示に努めたものの、網羅的なものではない。
  - \*適切な項目がない場合は、新たなCan doを作成してもよい。
- ② どのような項目を扱うかは、状況に応じた判断が必要である。
  - \*日本語でできるようにならなければならない行為の一覧ではない。
  - \*防災や医療等、安全や生命に関連する項目については多言語による 情報提供が望ましい項目も含まれている。
- ③ 「生活 Can do」を活用した学びは、多様な学びの一部である。
  - \*日本語学習はCan doで示した言語活動のみで進められるものではない。
  - \* 異文化に対する気付きなど、ポートフォリオを活用した振り返り活動を通して促進される学びもある。





# ご清聴ありがとうございました。

Japanese Language Education

令和5年6月 文化庁国語課